

人権擁護委員の委嘱(新任)

令和7年7月1日付けで、当町の人権擁護委員に次の方が委嘱(新任)されました。

氏 名	住 所
三宅 重範	朝日町大字柿

当町では、今回委嘱された方を含め、3人の委員にご活躍いただいております。

人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、当町の議会の意見を聴いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱します。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

- (1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。

- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- (4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済措置を講ずること。
- (5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害(騒音、悪臭、汚水、ばい煙等)。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 (第十二回 特別弔慰金) が支給されます

●特別弔慰金の趣旨

戦後80年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十二回特別弔慰金については、国として改めて弔意の意を表すため、償還額を年5.5万円に増額し、額面27.5万円の5年償還の記名国債を交付することとしています。

●支給対象者

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

※前回受給者の方には申請に関するご案内を送付済です。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時の遺族(生まれていたこと)が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

●請求期間

令和10年3月31日まで

(請求期間が過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

●請求窓口・お問い合わせ

保険福祉課 TEL 377-5659